

中国会計・税務実務ニュースレター

今回のテーマ： 中国駐在員の日中の社会保険料の取扱い

1. 事例

日本法人に勤務する A 氏は、2018 年より中国子会社に出向し中国（北京）に駐在しています。駐在後も A 氏は、日本の社会保険に継続加入しています。保険料は、50%が出向元、50%が自己負担です。

一方、中国（北京）においても社会保険の加入が義務付けられ、両国において社会保険への加入義務が生ずるため、中国での自己負担分については出向元である日本法人が全額負担しています。

2. 日中の社会保険制度の概要及び差異

項 目	日 本	中 国
年金（養老保険）制度	国民年金と厚生年金（被雇用者年金）の 2 本建て構造	都市戸籍者、農民、公務員にそれぞれ適用される 3 本立ての構造
	・ 20 歳～60 歳まで加入 ・ 65 歳より支給	・ 就職後加入 ・ 定年退職年齢（60 歳、55 歳、50 歳）まで加入 ・ 累計 15 年間納付した者が定年退職後に受給可能
	加入者に一定の年金受給権が生ずるが、個人資産として相続・譲渡等の対象とされる部分はない	個人負担分は個人専用口座にプールされ、原則個人資産となる
介 護 保 険	・ 社会保険に含まれている ・ 40 歳以上の者に加入義務あり	社会保険に含まれていない
医 療 保 険	年金制度とは別の健康保険制度に基づく保険料を支払い続ける	・ 中国は定年で、支払完了 ・ 生涯公的医療保険を享受できる
労 災 保 険	全額会社負担	全額会社負担
後期高齢者医療制度	あり	・ なし ・ 養老保険や医療保険にカバーされる
雇用保険（失業保険）	保険料率は、仕事の種類によって異なる	保険料率は、地域や仕事の種類によってことなる
出 産 、 育 児 保 険	健康保険や雇用保険制度によってカバーされている	・ 単独に存在する ・ 医療保険に含む地域もある

3. 中国における外国人による保険料の加入義務及び養老金の還付

中国では、上海など一部地域を除き、外国人であっても社会保険制度に加入すべき義務があります。通算して 15 年以上社会保険料を納付した場合には、定年退職後に養老金を受給することが可能です。

駐在員をはじめとする外国人は、中国に 15 年以上滞在し、保険料を納付するケースは少なく、その多くは 15 年以内に帰国しています。この場合、これまで中国で納付してきた保険料のうち、個人養老口座の残高（養老保険のうち、個人負担部分）の還付を受けることができます。



Grant Thornton

An instinct for growth™

4. 出向元日本法人における中国社会保険料の取扱い

本件において、A氏の中国での社会保険料は、出向元の日本法人が全額負担しているため、還付対象となる保険料は、出向元の資産とすることが合理的であると考えられます。それ以外の掛捨て部分は、日本の掛金を、出向元・出向者双方が、出向前と同様に負担していることから出向元の日本法人が、日中の給与条件の較差を補填するために支出するものと考えられます。したがって、当該掛捨て部分は、出向元の日本法人において損金に算入されるものと思われます（法基通 9-2-47）。

お見逃しなく！

2019年5月16日、「社会保障に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の協定」の効力発生のための外交上の公文の交換が行われ、同年9月1日に施行されます。この協定に基づき、中国の年金制度の加入の免除を受ける場合には、適用証明書を日本年金機構へ申請することになります（同年8月1日より受付開始予定）。詳しくは日本年金機構のHPをご参照ください。